

同時発表：国土交通省自動車局

令和5年6月23日
九州運輸局

西日本鉄道(株)の路線バスの上限運賃変更に関するパブリックコメントを実施します。

西日本鉄道(株)より、道路運送法第9条第1項に基づき、路線バスの上限運賃の変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別紙意見公募要領にて御意見を募集します。

1. 運賃改定の申請概要について

(1) 申請日：令和5年6月15日(木)

(2) 申請事業者：西日本鉄道株式会社(福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号)

(3) 申請対象路線

福岡県内の一般バス全路線(協議運賃路線を除く。)

(4) 主な申請内容(現行・申請運賃額)

	現行	申請
○対キロ区間制運賃		
① 基準賃率	35円30銭	42円50銭
② 初乗運賃	170円	220円
○特殊区間制運賃		
① 福岡市内1区	190円	220円
② 福岡市内2区	240円	280円

平均改定率：19.88%

(5) 実施予定日

令和6年1月

2. 乗合バスの運賃及び料金の認可について

乗合バスの運賃・料金は、道路運送法第9条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされております。

3. パブリックコメントの意見提出について

別紙意見公募要領をご確認の上、ご意見をご提出願います。

連絡先 自動車局旅客課 佐藤、橋本、沖、秋葉

TEL:03-5253-8111(内線41204,41232)

TEL:03-5253-8568(直通)

西日本鉄道(株)の路線バスの上限運賃変更認可申請
に関する意見募集について

令和5年6月23日
自動車局旅客課

令和5年6月15日に、西日本鉄道株式会社から路線バスの上限運賃変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から御意見を聴くために、下記の要領で御意見を募集いたします。

《意見公募要領》

1. 意見募集の対象

西日本鉄道(株)の路線バスの上限運賃変更認可申請について

2. 意見募集期間

令和5年6月23日(金)～令和5年7月6日(木) (必着)

3. 意見送付方法

次のいずれかの方法で送付してください。

(1) 電子メールの場合

テキスト形式にて、氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見(ご意見、理由)を記載の上、送信してください。

電子メールアドレス hqt-ryokaku_pc@gxb.mlit.go.jp

自動車局旅客課 乗合バス担当 宛

※ 件名には「西日本鉄道(株)の上限運賃変更認可申請」と明記して下さい。

(2) 郵送の場合

別添の意見提出用紙に必要事項をご記入の上、郵送してください。

宛 先：自動車局旅客課 乗合バス担当 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「西日本鉄道(株)の上限運賃変更認可申請」と明記してください。

4. ご意見の提出にあたっての注意事項等

- ① 頂いたご意見につきましては、内容を検討の上、処分する際の参考とさせていただきます。頂いたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ② 電話によるご意見は受付できませんので、予めご了承ください。
- ③ 頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。

